

11

犯罪被害者等の人権

あなたには、なにができるかな

1 学習対象 中学生

2 ねらい

犯罪の被害者はどのようなことに困っていて、どのような気持ちでいるのかについて考えることをとおして、自分の言動をみつめ、自分にできることを考える。

3 準備するもの

- ワークシート
- 資料（掲示用資料として拡大する）

4 解説

このワークでは、「犯罪の被害に遭う」とはどういうことなのか、そして、犯罪被害者に対してどのような態度で接したり、言葉をかけたりすればよいのかを考えます。

同じ言葉であっても、相手や状況によって受け止め方が違うこと、犯罪の被害とはそのことが起きた時だけで終わるわけではないことに気づくようにするとともに、「自分にはどんなことができるか」ということを考えられるように展開し、自分の言動を見つめ直すことや、まわりの人の人権を大切にすることとつなげられるようにします。

5 進め方（展開例） 50分

| 時間 | 学習の流れ（活動・内容） | 留意事項 | 資料など |
|------------------------------------|---|--|------|
| 導入 10分 | <p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング（8分）</p> <p>「そう言ってくれて、元気が出たよ！」</p> <p>①友だちや保護者からかけられた言葉で元気が出たことを想起する。</p> <p>②グループで順番に話す。</p> <p>③全体に発表し、共有する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・加害者も含めて生徒や家族に当事者がいる可能性があることをふまえて、十分に配慮をしたうえで授業を展開する。 ・授業の流れを簡単に説明する。 ・P4【学習の約束】を伝える。 ・4人程度のグループで行う。 ・出てきた言葉については、黒板に板書して、残しておく。 | |
| <p>・言葉は相手を励ましたり、喜ばせたりすることができる。</p> | | | |

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| <p>展開 35分</p> | <p>◆アクティビティ（35分）</p> <p>①【事例（前半）】を読み、AさんやAさんの家族、Bさんの気持ちについて考え、ワークシート（1）～（3）に書く。</p> <p>②全体で共有する。</p> <p>③【事例（後半）】を読み、この先、Aさんにどのような問題が起こるのか考え、資料1を参考にワークシート（4）を書く。</p> <p>④「友人なら、Aさんに対して、何ができるとおもいますか。」「クラスメートなら、Aさんに対して、何ができるとおもいますか。」について考え、（5）、（6）に書く。</p> <p>⑤グループで話し合い、考えを共有する。</p> <p>⑥全体で共有する。</p> <p>⑦資料3の～被害当事者の言葉から～の説明を聞き、どのような言葉や行動が望ましいのか考える。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ワークシートを配付する。 出た意見を否定せず、受け止めるよう促す。 資料1～3を配付する。 【事例（後半）】と資料1を参考に二次被害（※）について説明し、考えるための手だてとする。 クラスの中には、Aさんとあまり親しくない生徒がいることも想定して、その場合は、どんなことができるかを考えるよう促す。 資料3を説明する。 | <ul style="list-style-type: none"> ワークシート 資料1 ※資料上の「二次的被害」と同意 資料3 |
| <p>まとめ 5分</p> | <p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> まとめの話を聞く。 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> 相手の気持ちに寄り添い、支援や配慮をする姿勢が大切である。 犯罪被害者に対してだけではなく、普段の生活でも、自分の何気ない言動がまわりの人を傷つけていることはないのか、考えることも大切である。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 授業をとおして感じたことを書く。 | <ul style="list-style-type: none"> 励ます言葉であっても、相手の立場に立って考えることの大切さについて考えさせる。 必要に応じて、相談窓口などの機関を紹介する。 | <ul style="list-style-type: none"> 資料2 |

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集Ⅷ 一人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第17集）一」

神奈川県教育委員会（令和4年3月）

「二次的被害について」 大分県 県民生活・男女共同参画課

「『犯罪被害』についてともに考えるための手引き」岡山県県民生活部くらし安全安心課（令和2年2月）

あなたには、なにができるかな

()年()組()番 名前_____

【事例（前半）】

中学3年生のAさんは、中学校のテニス部に所属し、同級生のBさんとダブルスを組んでいました。Aさんの家族もとても熱心で、サポートや試合の応援を日頃から行っていました。

2週間後には中学校最後の大会が控えていて、Aさん自身はもちろんのこと、家族もとても楽しみにしていました。

ある日の部活動からの帰り道、Aさんは交通事故にあってしまいました。Aさんと接触した車の運転手は飲酒運転をしていて、ハンドル操作を誤って歩道にはみ出してしまったのでした。Aさんは、全治2か月の腕のけがを負ってしまいました。そして、楽しみにしていたテニスの大会には、Bさんとともに出場できなくなってしまったのです。

(1) Aさんは、どのような気持ちになると思いますか。

(2) Aさんの家族は、どのような気持ちになると思いますか。

(3) Bさんは、どのような気持ちになると思いますか。

【事例（後半）】

Aさんは、事故にあった直後は落ち込みましたが、受験勉強を頑張ろうと気持ちを切り替えました。そして、Bさんと同じ高校に進んでテニスが続けたいと思えるようになりました。

そうした矢先、あるマスコミが、飲酒運転による不幸な事故として、紙面で取り上げました。それ以来、事故についての興味本位の映像が、インターネットやSNSを通じて拡散し、またたく間に広がりました。Aさんは、だんだんと学校を休みがちになり、Bさんとも気まずくになってしまい、目標を見失ってしまいました。

(4) Aさんが、下線部のようになったのは、なぜだと思いますか。

(5) あなたがAさんの友人であれば、Aさんに対して、何ができると思いますか。

(6) あなたがAさんのクラスメートであれば、Aさんに対して、何ができると思いますか。

(7) 今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

二次的被害について

二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいいます。

具体的には…

友人・知人の言動、近隣のうわさや中傷

- 「頑張れ」、「早く忘れなさい」等という、心情に配慮しない言葉掛けや態度
- 哀れみの視線や、遠巻きにする態度
- いわれなき偏見・中傷や興味本位の話しかけ
- インターネット等による無責任なうわさの流布

配慮に欠ける職場環境・偏見による解雇等

- 被害者心情への理解不足や仕事上での配慮不足
- 受診や裁判傍聴等で休むことができない
- 偏見による解雇等

メディアの過剰な取材等

- 心情を考慮しない強引な取材
- 事実と異なる内容がある報道
- プライバシーを侵害する内容等がある報道

私たちが二次的被害の『加害者』に…

「頑張って」「いつまで沈んでるの」「世の中にはもっとつらい人もいるよ」といった言葉は、励ましているつもりでも逆に負担になることもあります。

また民事裁判で訴えることについても、「お金が目的なの？」と偏見を持つ人もいますので、事件・事故についても、いろいろ聞くことも、被害者等を傷つけてしまう可能性があります。傷つけるつもりはなくても、私たちが『加害者』になり得るのです。

参考：「二次的被害について」 大分県 県民生活・男女共同参画課作成

知って

苦しんでいる犯罪被害者がいることを

こころやからだの不調

生活上のもんだい

まわりからの二次被害

金銭的なもんだい

裁判にともなうさまざまな負担

かながわには犯罪被害者を支える仕組みがあることを

犯罪にあわれた方やそのご家族からの相談

かながわ犯罪被害者サポートステーション

045-311-4727 月～土曜日 9時～17時
(祝4日・年末年始・かながわ県民センターの休館日を除く)

性犯罪や性暴力にあわれた方からの相談

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

かならいん

#8891 24時間365日 どなたでも

— 若者及びLGBTの被害者のための専門相談ダイヤル —

045-548-5666 電話受付日 0時～20時
(5月31日・年末年始を除く)






ください

お住まいの市町村にも窓口があります

かながわ犯罪被害者サポートステーション

電話相談（無料）

045-311-4727

月～土曜日 9:00～17:00

(祝休日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く)

※電話料金はかかりません。

～被害当事者の言葉から～

- 被害直後の混乱した時期に、近所の方がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感すら忘れていただけに、ありがたかった。
- 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- 声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力をはたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうかだと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしたいです。ただ、そのための支えは必要なのです。
- 一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありがたかった。
- 思い込みで励ましたり、押しついたりするのではなく、「一人で抱えこまないで」、「何が必要ですか」、「何か手伝えることはありますか」、と私たちのペースを大切にしてくれ、意思確認をしてくれたことはありがたかった。
- 警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- 亡くなった子どもの友だちが、ときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと忘れないでいてくれることが、とても支えになっています。